平成３１年第２回

箕面市農業委員会総会会議録

平成３１年２月１４日（木）

箕面市農業委員会

１．開催日時　平成３１年２月１４日（木）
　　午後１時３０分から午後２時５２分まで

２．出席委員（２１名）

１番　阪本　喜代治	２番　二石　博昭	３番　神代　繁近
４番　乾　敏雄	６番　稲野　実	７番　清水　哲朗
８番　笹川　悦子	９番　稲垣　惠一	１０番　小路　一男
１１番　辻元　利治	１２番　北田　榮次	１３番　野口　博史
１４番　加藤　博一	１５番　神田　隆生	１６番　仲野　良次
１７番　佐茂　仁士	１８番　大住　勝	１９番　松井　正義
２０番　橋本　正		

３．欠席委員　　５番　西田　茂信　　２１番　上田　春雄

４．会議録署名委員　　１８番　大住　勝　　１９番　松井　正義

５．出席事務局職員
事務局長　野澤　昌弘、グループ長　松本　雅治、参事　尾崎　竜太郎、
主任　辻岡　昌樹

６．議事日程
第３号議案　農地法第４条の規定による許可の件
第４号議案　農地法第５条の規定による所有権移転許可の件
第５号議案　相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件
第６号議案　相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件
第７号議案　遊休農地に係る農地法第２条第１項の農地に該当しない土地の件
報告第２号　専決処理の報告の件（農地法第４条第１項第７号の規定による届出受理）
報告第３号　専決処理の報告の件（農地法第５条第１項第６号の規定による所有権移転届出受理）
報告第４号　事務処理報告の件（農地改良盛土願）
報告第５号　事務処理報告の件（農業用施設設置報告）
報告第６号　事務処理報告の件（農業用施設設置報告）
報告第７号　農地等状況報告の件

平成３１年第２回箕面市農業委員会総会議事録

（開会　午後１時３０分）

議　　長　それでは定刻がまいりましたので、ただ今から平成３１年第２回箕面市農業委員会総会を開会いたします。

座らせていただいて、進行させていただきます。

この会議は、農業委員会等に関する法律第３２条に「総会及び部会の会議は、公開する」旨規定されておりますので、傍聴の希望があれば原則入室の許可をするものといたします。

傍聴者　１名入室。

事務局　次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。

議　　長
事務局　本日は、上田会長職務代理及び西田委員から欠席の届け出がございます。委員２１名中、出席委員は１９名となっており、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。

議　　長　それでは日程第１、会議録署名委員指名の件を議題といたします。慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員　異議なし。

議　　長　それでは１８番、大住委員さん、１９番、松井委員さんにお願いいたします。

本日の案件に入ります前に、前回の大阪府農業会議への意見聴取案件につきまして、事務局から報告いたします。

事務局　先月分の意見聴取に係る諮問案件は、申請地が西宿[redacted]、申請人は、[redacted]氏による市街化調整区域での農地法第４条の規定による露天駐車場への転用の許可申請であり、１月２１日の大阪府農業会議より、箕面市農業委員会の決定のとおりとする旨の答申がありましたので、許可いたしましたことをご報告いたします。

議　　長　次に、日程第２、第３号議案、農地法第４条の規定による許可の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局　ただいま議題となりました第３号議案、農地法第４条の規定による許可の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書１ページ、参考資料１ページからでございます。

申請地は、新稲[redacted]、地目は、台帳畑、現況納屋の一部及び進入路、面積は[redacted]平方メートルの内[redacted]平方メートル、ほか１筆で、合計２筆となっております。合計面積は[redacted]平方メートル　の内[redacted]平方メートルです。

申請人は、[redacted]氏、職業は[redacted]です。転用目的は納屋の一部及び進入路、農地区分は第２種農地でございます。

以上、第３号議案のご説明とさせていただきます。

議　　長　本件につきまして、稲垣委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

稲垣委員　第３号議案につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

本申請地の場所は、[redacted]から西に２４０メートル程進んだ道路の北側にある２筆の土地です。

この２筆の土地の北側には、申請人の[redacted]氏の自宅と納屋が建てられております。納屋は昭和[redacted]年に建築されており、申請人におかれましては、その納屋は、申請地の北側の宅地に建てられているものと認識されていましたが、この度、第５号議案となります相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件に関わる調査において、この納屋の一部が、[redacted]番の農地に建築されていることが判明したところです。

また、自宅の建築当時に、南の道路から、[redacted]番と[redacted]番の土地を通る形で進入路が造られておりますが、農地法についての認識がなかったことから、その当時に転用にかかる申請がなされておりませんでした。

このことから、この度、納屋の一部と進入路について、合わせて４条の規定による許可申請がなされたものです。

なお、これらについては、始末書が提出されております。

周辺の状況ですが、納屋については、北側は宅地、東側は進入路、南側は自己所有の畑、西側は里道で、雨水は西側側溝へ、汚水は公共下水道へ排水されています。

進入路については、北側は宅地、東側及び西側は畑、南側は道路で、雨水は南側道路側溝へ排水されています。

周囲の農地への影響はなく、納屋と進入路が造られた当時から問題なく今日まで経過しております。

なお、本申請地は、市街地化の傾向が著しい区域に近接する農地の区域で、その規模が概ね１０ヘクタール未満の農地のため、第２種農地にあたります。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議　長　本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては問題ないものとして原案どおり許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員　異議なし。

議　長　ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

なお、本件につきましては、大阪府農業会議に諮問し、意見をいただいた後に許可書を交付するものです。

次に、日程第３、第４号議案、農地法第５条の規定による所有権移転許可の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局　ただいま議題となりました第４号議案、農地法第５条の規定による所有権移転許可の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書１ページ、参考資料５ページからでございます。

事　務　局　　申請地は、白島[redacted]、地目は、台帳田、現況畑、面積は[redacted]平方メートルです。

譲受人は、[redacted]氏、職業は[redacted]です。譲渡人は、[redacted]氏、転用目的は住宅、農地区分は第３種農地でございます。

以上、第４号議案のご説明とさせていただきます。

議　　長　　本件につきまして、辻元委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

辻元委員　　第４号議案につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

本申請地の場所は、新御堂筋の[redacted]を東に５００メートルほど行ったところにある[redacted]の三叉路を北に４０メートル行った道路東側にある土地です。

申請人の[redacted]氏は、[redacted]の[redacted]氏夫妻に出産の予定があり、現在のお住まいが手狭になることから、申請地を[redacted]氏に譲り、譲受人は居宅となる住宅を建築しようとするものです。

申請には、大阪府の開発許可の事前協議書の写しが添付されており、大阪府都市計画法施行例第３条３号にもとづき、都市計画の区域区分が定められた昭和４５年６月２０日以前からの所有農地で、周囲の建築物が５０戸以上連たんしていることから、当該住宅の建築が可能になるものです。

周辺の状況ですが、西側は道路、北側は宅地、東側は農地、南側は自己所有の駐車場です。

汚水は公共下水道へ、雨水は西側道路側溝へ排水するとのことです。

東側の農地の所有者との話し合いも整っており、水利組合の同意書も提出されておりますので問題はないと思います。

なお、本申請地は、上下水道管が埋設された幅員４メートル以上の道路に面し、かつ概ね５００メートル以内に２つの学校のある第３種農地です。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議　　長　　本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては問題ないものとして原案どおり許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全　委　員　　異議なし。

議　　長　　ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

なお、本件につきましても、大阪府農業会議に諮問し、意見をいただいた後に許可書を交付するものです。

次に、日程第４、第５号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件を議題といたします。本件につきまして事務局の説明を求めます。

事　務　局　　ただいま議題となりました第５号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件につきまして、ご説明申し上げます。

事　務　局　議案書２ページ、参考資料は、ページ戻りまして、１ページから４ページまででございます。

被相続人は、[redacted]氏、所有面積は[redacted]平方メートルです。

相続人は、住所は同じく、氏名は[redacted]氏、職業は[redacted]、生年月日は[redacted]、相続開始年月日は[redacted]、適用面積は[redacted]平方メートルの内[redacted]平方メートル、被相続人との続柄は[redacted]です。

適用農地につきましては、新稲[redacted]、地目は、台帳・現況共に畑、面積[redacted]平方メートルの内[redacted]平方メートル、他４筆の合計５筆で、調整区域となっており、その面積は計[redacted]平方メートルの内[redacted]平方メートルです。

以上、第５号議案のご説明とさせて頂きます。

議　　長　本件につきまして、稲垣委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

稲垣委員　第５号議案につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

本申請地の場所は、第３号議案でも取り上げた[redacted]から西に２４０メートル程進んだ道路の北側にある５筆の一団の農地が対象になります。

申請者の[redacted]氏は、[redacted]に耕作者の[redacted]、[redacted]氏を亡くされ、相続された農地について、引き続き農業経営をされることから申請されるものです。

[redacted]氏は、従前から、ご家族で農業経営にたずさわってこられ、現在も、年に８０日ほど農作業に従事しており、耕作に必要な農機具も完備されておりますので、今後も引き続いて農業経営に努められるものと思います。

なお、耕作する旨の誓約書も添付されておられますので、相続税の納税猶予の適格者証明書の発行には問題はないものと思います。

以上で調査内容の報告を終わります。

議　　長　本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては問題ないものとして原案どおり承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全　委　員　異議無し。

議　　長　ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第５、第６号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件を議題といたします。本件につきまして事務局の説明を求めます。

事　務　局　ただいま議題となりました第６号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書２ページ、参考資料は７ページからでございます。

事　務　局　被相続人は、[redacted]氏、所有面積は[redacted]平方メートルです。

相続人は住所が同じく、氏名は[redacted]氏、職業は[redacted]、生年月日は[redacted]、相続開始年月日は[redacted]、適用面積は[redacted]平方メートルの内[redacted]平方メートル、被相続人との続柄は[redacted]です。

適用農地につきましては稲[redacted]、地目は、台帳・現況共に畑、面積[redacted]平方メートルの内[redacted]平方メートルです。

以上、第６号議案のご説明とさせて頂きます。

議　　長　本件につきまして、乾委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

乾　委　員　第６号議案につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

申請地の場所は、[redacted]西南の三叉路を東に６０メートルほど行ったところにある道路北側の農地です。

申請者の[redacted]氏は、[redacted]に耕作者の[redacted]、[redacted]氏を亡くされ、相続された農地について、引き続き農業経営をされることから申請されるものです。

申請の対象は、農地内にある倉庫二つと農業用道路の面積を除いた面積[redacted]平方メートルであります。

[redacted]氏は、現在[redacted]歳で、従前から、ご家族で農業経営にたずさわってこられ、現在も、年に１２０日ほど農作業に従事しており、耕作に必要な農機具も完備されておりますので、今後も引き続いて農業経営に努められるものと思います。

なお、耕作する旨の誓約書も添付されておられますので、相続税の納税猶予の適格者証明書の発行には問題はないものと思います。

以上で調査内容の報告を終わります。

議　　長　本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全　委　員　異議無し。

議　　長　ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第６、お手元の資料、平成３１年第２回箕面市農業委員会総会追加議案書、第７号議案、遊休農地に係る農地法第２条第１項の農地に該当しない土地の件を議題といたします。本件につきまして事務局の説明を求めます。

事　務　局　ただいま議題となりました第７号議案、遊休農地に係る農地法第２条第１項の農地に該当しない土地の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書はお手元の配布資料の追加議案書で、ページは１ページ目、参考資料も１ページ目からでございます。

事　務　局　　土地の表示は下止々呂美[redacted]、地目は台帳田、面積[redacted]平方メートル、ほか３筆の計４筆で、合計面積は[redacted]平方メートルです。

土地所有者は、[redacted]氏、現況は原野、判断基準は遊休農地に係る農地法第２条第１項の農地の判断基準等の取扱要領第２条の規定によるで、現地確認は平成３１年２月８日です。

以上、第７号議案のご説明とさせて頂きます。

議　　長　　本件につきまして、北田委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

北田委員　　第７号議案につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

本申請地は、国道４２３号と[redacted]の交差点から３００メートルほど東にある[redacted]、[redacted]の前の山道を、１００メートルほど西に進んだところにあります、４筆の土地です。

当該土地につきましては、２月８日に行いました最適化推進委員による課題農地の視察対象となった土地にあたります。

視察におきまして、土地が原野の様相を呈しており、農地を復元するには、物理的に条件整備が著しく困難であって、土地の周囲の状況からも、農地として復元するには、水利の確保が出来ないなど、継続して農地利用を出来ると見込まれません。

また、土地所有者の[redacted]氏は、台帳上、農地にあたるこれらの土地について、再び農地として復元出来ない状態だと考えられており、非農地化を望んでおられます。

以上より、遊休農地に係る農地法第２条第１項の農地の判断基準等の取扱い要領の第２条に基づき、当該土地につきましては、農地に該当しないものとし、今回の議案上程に至ったものです。

以上で調査内容の報告を終わります。

議　　長　　本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全　委　員　　異議無し。

議　　長　　ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、議案書もどりまして、日程第７、報告第２号、専決処理の報告の件、農地法第４条第１項第７号の規定による届出受理について事務局の説明を求めます。

事　務　局　　議案書もどりまして、報告第２号、専決処理の報告の件、農地法第４条第１項第７号の規定による届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書３ページ、参考資料９ページからでございます。

所在は、稲[redacted]、地目は台帳、現況共に田、面積は[redacted]平方メートル、ほか１筆、合計２筆、合計面積は[redacted]平方メー

事　務　局　トルです。

届出人は、稲[redacted]氏、職業は[redacted]、転用目的は資材置場です。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第３条の規定により、平成３１年２月１日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第２号のご説明とさせて頂きます。

議　　長　本件につきまして、乾委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

乾　委　員　報告第２号につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

届出地の場所は、稲[redacted]の[redacted]の北側にある農地です。

届出人は、工事用建設資材の資材置き場に転用するもので、１筆については、転用の届け出なく[redacted]平方メートルを農業用機械の通路にされておりましたので、始末書が提出されております。

周辺につきましては、北側、東側は宅地、西側、南側は公園です。雨水は道路側溝に排水され、周囲は堤状にして表面水の流出を押さえます。

水利組合の同意書も提出されており、周囲の農業経営に影響はありません。

以上で調査内容の報告とさせていただきます。

議　　長　次に、日程第８、報告第３号、専決処理の報告の件、農地法第５条第１項第６号の規定による所有権移転届出受理について事務局の説明を求めます。

事　務　局　報告第３号、専決処理の報告の件農地法第５条第１項第６号の規定による所有権移転届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書３ページ、参考資料１１ページからでございます。

所在は、瀬川[redacted]、地目は台帳、現況ともに畑、面積は[redacted]平方メートルです。

譲受人は、[redacted]氏、職業は[redacted]、譲渡人は、[redacted]氏、転用目的は庭及び駐車場です。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第３条の規定により、平成３１年２月５日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第３号のご説明とさせて頂きます。

議　　長　本件につきまして、清水委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

清水委員　報告第３号につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

届出地の場所は、[redacted]の北、[redacted]の一本北側に東西に走っている道路の[redacted]の交差点から西に１００メートルほどの三叉路を９０メートル南へ行ったところにある１筆の土地です。

譲受人の[redacted]氏は、申請地の北側に隣接する土地に自宅を持っており、自宅の庭及び自家用駐車場にして転用しようとするものです。

清水委員　北側に自宅、他の３面は全て市道で、水利組合の同意書も提出されており、転用については問題はないものと思われます。

以上で調査内容の報告とさせていただきます。

議　　長　次に、日程第９、報告第４号、事務処理報告の件、農地改良盛土願について事務局の説明を求めます。

事務局　報告第４号、事務処理報告の件、農地改良盛土願につきまして、ご説明申し上げます。

議案書４ページ、もどりまして参考資料７ページからでございます。

所在は、稲[redacted]、地目は台帳、現況共に畑、面積は[redacted]平方メートルです。

報告者は、[redacted]氏、改良後の使用目的は畑作です。

本件につきましては、農地法施行規則第２９条第１号の規程により、平成３１年１月４日に受け付けております。

なお、現地調査はありません。

以上、報告第４号のご説明とさせて頂きます。

議　　長　次に、日程第１０、報告第５号、事務処理報告の件、農業用施設設置報告について事務局の説明を求めます。

事務局　報告第５号、事務処理報告の件、農業用施設設置報告につきまして、ご説明申し上げます。

議案書４ページ、同じく参考資料７ページからでございます。

議案書誤りがございます。所在は、牧落[redacted]となっておりますが、正しくは稲[redacted]です。議案書の訂正を行っておきます。地目は台帳、現況共に畑、面積は[redacted]平方メートルです。

施設設置状況は、施設面積[redacted]平方メートル、施設の種類、農業用道路、所有者は[redacted]氏、報告者は、住所、[redacted]氏です。

本件につきましては、農地法施行規則第２９条第１号の規程により、平成３１年１月７日に受け付けております。

なお、現地調査はありません。

以上、報告第５号のご説明とさせて頂きます。

議　　長　次に、日程第１１、報告第６号、事務処理報告の件、農業用施設設置報告について事務局の説明を求めます。

事務局　報告第６号、事務処理報告の件、農業用施設設置報告につきまして、ご説明申し上げます。

議案書４ページ、参考資料１３ページからでございます。

所在は、石丸[redacted]、地目は台帳田、現況畑、面積は[redacted]平方メートルです。

施設設置状況は、施設面積[redacted]平方メートル、施設の種類、農業用駐車場、所有者は[redacted]氏、報告者は、住所、[redacted]氏です。

本件につきましては、農地法施行規則第２９条第１号の規程により、平成３１年１月９日に受け付けております。

事務局　なお、現地調査はありません。
以上、報告第６号のご説明とさせて頂きます。

議長　次に、日程第１２、報告第７号、農地等状況報告の件を議題といたします。
本件について、各委員さんからの報告を、別紙資料のとおり事務局でまとめております。各委員さんから報告をお願いいたします。
最初に、北田委員さん報告をお願いいたします。

北田委員　[redacted]氏の農地のうち、上止々呂美[redacted]、[redacted]、[redacted]、前耕作者、[redacted]氏について、[redacted]氏が[redacted]在住で、通作が困難なため、貸付申出書の提出がありました。また、上止々呂美[redacted]他、[redacted]の農地、前耕作者、[redacted]氏については、耕作希望者、[redacted]氏と利用権設定の調整中です。
[redacted]氏の農地、上止々呂美[redacted]、[redacted]、[redacted]、[redacted]、前耕作者、[redacted]氏は、現況で水稲栽培が可能であることから、地元で耕作できる人を探すとのことです。
[redacted]氏の農地、上止々呂美[redacted]他、耕作者、[redacted]氏は、ユンボを入れて整地を実施しております。
[redacted]氏の農地、上止々呂美[redacted]他、前耕作者、[redacted]氏は、[redacted]氏がマルチゴミ等撤去済です。
[redacted]氏より、耕作者、借り手を紹介して欲しい旨の依頼がありました。

議長　次に、大住委員さん報告をお願いいたします。

大住委員　[redacted]氏の農地、西小路[redacted]他は、家族の体調が回復し除草する回答でありましたが、未除草のままです。指導を続けます。
[redacted]氏の農地、箕面[redacted]、シルバーに除草委託し、大半が除草済みです。
[redacted]氏の農地、西小路[redacted]は、ミカンの枝が繁茂のため、訪問指導するも留守です。除草整理する手紙を投函したところ、後日ミカンの枝が剪定されておられました。

議長　次に、清水委員さん報告をお願いいたします。

清水委員　概ね良好に管理されております。

議長　次に、佐茂委員さん報告をお願いいたします。

佐茂委員　[redacted]氏の農地、百楽荘[redacted]は、竹根を枯らせるため除草剤を散布されております。
他は、概ね良好に管理されております。

議長　次に、稲垣委員さん報告をお願いいたします。

稲垣委員　[redacted]氏の農地、新稲[redacted]は、未除草でありましたが、再度除草指導すると、一部除草されております。

議長　次に、乾委員さん報告をお願いいたします。

乾委員　概ね良好に管理されております。

議　　長　次に、橋本委員さん報告をお願いいたします。

橋本委員　[redacted]氏の農地、西宿[redacted]は、除草と大木伐採を再指導したが進まない状態です。畦の部分は除草されておりますが、中は除草されておりません。大木は、冬期に何とかするとのことです。

[redacted]氏の農地、今宮[redacted]他は、雑草繁茂で、病気療養中で業者に除草依頼していますが、早く対応するように再指導しました。

議　　長　次に、辻元委員さん報告をお願いいたします。

辻元委員　[redacted]氏の農地、白島[redacted]他は、畦部分が未除草で、再指導をしております。

[redacted]氏の農地、石丸[redacted]、耕作者、[redacted]氏は、ゴミの掃除がされ、耕耘を開始されております。

[redacted]氏の農地、石丸[redacted]は、[redacted]氏から利用権設定手続きの取消しが連絡ありました。地元農家の[redacted]氏が耕作、借受を希望されているので利用権設定を再調整中です。

議　　長　次に、松井委員さん報告をお願いいたします。

松井委員　概ね良好に管理されております。

議　　長　次に、小路委員さん報告をお願いいたします。

小路委員　[redacted]氏の農地、粟生外院[redacted]は、除草指導の結果、笹は刈込完了です。

隣接地、粟生外院[redacted]は、依然として雑草繁茂で、引き続き除草指導していきます。

[redacted]氏の農地、粟生外院[redacted]、耕作者、[redacted]の東端の雑林は、伐採を完了されております。

[redacted]氏の農地、粟生外院[redacted]は、雑草繁茂で、自宅訪問するも不在だったので、３月迄に除草するように文書を投函しております。

議　　長　次に、稲野委員さん報告をお願いいたします。

稲野委員　概ね良好に管理されております。

議　　長　次に、加藤委員さん報告をお願いします。

加藤委員　概ね良好に管理されております。

議　　長　次に、仲野委員さん報告をお願いします。

仲野委員　[redacted]氏の農地、粟生間谷西[redacted]他は、再指導するも未除草ということで、２月８日現在では、除草が開始されており、経過を観察していきます。

[redacted]氏の農地、粟生間谷西[redacted]は、指導するも未除草です。

[redacted]氏の農地、粟生間谷西[redacted]は、伐採竹が畑内に散乱しており、3月末までに良好な状態にするとのことなので経過観察しております。

議　　長　ただ今、各委員さんからご報告いただきましたが、何かご質問はありますでしょうか。

議　　長　ないようでございますので、先般２月８日に、農地利用最適化推進委員で、課題農地を見て回りました。そのことも含めて、二石委員からご報告をお願いしたいと思います。

二石委員　私の方から２月８日の午後、６箇所の遊休農地化しそうな農地を、農地利用最適化推進委員のメンバーで現地調査を行いましたので、ご報告させていただきます。

皆様方のお手元に、箕面市農業委員会農地利用最適化推進委員会現地報告というペーパーがあると思いますが、これを参照していただきたいと思います。

まず、現地調査を実施をした現地の状況等について、事務局の方でパワーポイントでまとめておりますので、説明をしていただいた後に、協議に入らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局　資料２、「不耕作地」申告のあった農地の調査結果からピックアップして、今回、止々呂美地区、石丸地区、粟生間谷西地区に行って参りました。

「箕面市農業委員会農地利用最適化推進委員会現地調査」の報告

二石委員　ありがとうございました。今、事務局の方からパワーポイントを使いながら説明をしていただきましたが、農地利用最適化推進委員会といたしましては、この調査結果を踏まえて、農業委員の皆さんの今後の方向性について、一定のご承認をいただいておきたいと思っております

まず、ペーパーの３ページ、調査地１のところですが、記載のとおり非農地化すべきと、勧告をして参りたいと考えております。

次の調査地２のところにつきましては、先ほどの第７号議案で、非農地化が承認をされましたので、手続き完了となっております。

調査地３につきましては、一部除草はされておりますが、全部の除草には至っておりませんので、経過観察をして行きたいと考えております。

調査地４と調査地５につきましては、利用権設定済みでありまして、新たに借り受けをされるかたが、既に草刈りや耕耘をされて、農産物の作付けをされる準備を行っておられます。これにつきましては問題ないもの判断し、状況を見守っていきたいと考えております。

調査地６につきましては、従前から報告を指して頂いている案件でございますが、農家住宅と農地をセットで販売したいという地権者の意向ですが、現在も買い手を募集されております。一方では、ほたるの会が除草管理をされていくということになっているであります。これにつきましては、経過観察をして行きたいと思います。

二石委員　農地利用最適化推進委員会といたしましては、以上の方向で対応して参りたいと思いますが、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

加藤委員　調査地１のところで、今後、非農地化にしていくように勧告をするということなのですが、備考のところで、ご本人が農地に戻すことが出来るのかということをおっしゃっているということは、農地に戻したいという意向も持っておられるのか、また、非農地化にしたら税金面で大きな負担がご本人にかかってくるのかその辺りをお聞きしたい。

二石委員　ここにつきましては、２年前ほどにこの土地の南側に隣接をする土地がありまして、非農地化を行ってきました。そのときにも、この[redacted]さんに対して、耕作できるような状況ではないので、一緒に非農地化をされたらどうですかという対応を、事務局の方からしていただいたのですが、その時には留保されたわけです。それから２年が過ぎても、従前と全く変わりないがないので、今回非農地化を勧告するところでございます。それと疑問に感じておられる税金の関係ですが、事務局のほうから説明お願いします。

事務局長　固定資産税の関係ですが、基本的には場所の条件等によって変わりますが、地目が田畑という場合と山林という場合と、あと雑種地、宅地、そういった区分がありますが、市街化調整区域でしたら、田畑と山林でしたら、そんなに大きな大差はありません。ただ、雑種地になったら上がります。税金面では、市街化調整区域では、田畑と山林では余り税金面では変わりが無いということも含めて、[redacted]さんと話をさせてもらおうと思っております。

また、農地に戻すということは難しいですが、永続して農業をしているということが農地の条件なので、単に今年だけ農業をしましたでは出来ませんが、永続して農業を続けていた場合に限り、農地に戻すことは可能です。

野口委員　関連で、よろしいですか。

以前にも触れたかも知れないが、調査地１の課題農地、私も調査に行きましてが、他人の土地を勘違いをして砂利を敷いて資材置き場にする。これ、もう少し目を配っていかないと、農地利用は出来ない。言ってみれば、パトロールの間をくぐり抜けた案件です。そういうことを踏まえると、ゴミ置き場にもなり得る。現況、山間の農地ではないようなところ、農地の所有者と聞いて、適切な該当施策を以てかからないと、課題になっているゴミ置き場になりかねないので、一つ行政面でガイドづくりをして頂いて、農業委員会としても、農業者の立場になっての話もしていかないことですから、地利用最適化推進委員会もそういった姿勢で考えていただきたいと思います。

野口委員　繰り返しになりますが、他の地域でもゴミ置き場になってしまっているところがある。本農地で、地主側からすると世代交代があって、どこが自分の農地か分からない場合がある。そういう意味からすると、相続があって初めて自分の農地を知ることがあるので、是非ともガイドづくりをお願いしたい。

二石委員　ご意見として承っておきます。多分、個々につきましては、以前、砂利敷きについては、相続等を受けたときだと思います。ずいぶん時間が経っているようでした。まだ、現地パトロールをしていなかった時代に、砕石を投入をされて、現在に至っているということなので、ゴミ置き場化しないように、農業委員さんに現地を見て頂いて、異常があれば行政の方に連絡をしていただき、対応を取っていく、こういうことでやっていくべきであろうかと思います。

橋本委員　調査地２の第７号議案ですが、非農地化を４筆行うが、隣接している他の取りはどうされるのか、隣接が非農地がされた場合、他の方の耕作に影響が出るのではないのか。

二石委員　[redacted]の北西方向[redacted]の方については、平成２７年に全部非農地化をしております。その時に[redacted]さんに対しても一緒に非農地化をしてみたらどうかと打診をしたが保留をされて、今回に至っているということです。

[redacted]と[redacted]の間には２筆くらいは果樹園として耕作をされておりますが、それなりに維持管理をされておりましたので、非農地化による影響はないものと考えております。

他にございませんか。ないようですので、地利用最適化推進委員会としてはご報告の通りの対応といたしますので、よろしくお願いいたします。

議　　長　ありがとうございました。以上で本日の会議日程は全部終了いたしました。

議　　長　事務局より何か連絡事項等がございますか。

事務局　「平成３１年１月時点のため池の状況について」、
「改正生産緑地制度について」説明

議　　長　他に何かございませんか。ないようですので、次回総会の日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局　次回の箕面市農業委員会総会については、３月１５日（金）に、ここ委員会室にて開催されますので、ご参集のほどお願いいたします。

議　　長　これをもちまして平成３１年第２回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、平成３１年第２回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市業委員会会議規則第２０条第２項の規定により、ここに署名押印する。

平成３１年２月１４日

議　　長　阪本喜代治

署名委員　大住　勝

署名委員　松井正義